

みんなのくらしと生活を応援する情報誌



# 総務省

6  
月号

2022 June  
Vol.258

MIC MONTHLY MAGAZINE

特集  
2022年7月1日から  
電気通信サービスに関する  
消費者保護ルールが変わります



地方のかがやき  
滋賀県 守山市



## CONTENTS

- 23 MIC NEWS 06 第五回宇宙開発利用大賞総務大臣賞表彰式が行われました
- 22 MIC NEWS 05 マイナンバーカード普及促進の取組事例を紹介！
- 21 MIC NEWS 04 「経済構造実態調査」を実施しています
- 20 MIC NEWS 03 「社会人のためのデータサイエンス入門」受講者募集中
- 19 MIC NEWS 02 「正しく知ろう！電波利用のルール（無線機器の使用には技適マークの確認を）」
- 18 MIC NEWS 01 「統計データ分析コンペティション2022」を開催中です！
- 16 「令和4年6月5日（日）から6月11日（土）は「危険物安全週間」です
- 12 滋賀県 守山市
- 4 2022年7月1日から電気通信サービスに関する消費者保護ルールが変わります
- 3 地方のかがやき



広報誌を  
スマホなどで  
閲覧できます



発行：総務省  
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2  
(中央合同庁舎2号館)  
電話：03-5253-5111(代表)

特集



協力：淀江傘伝承の会 写真提供：米子市

表紙の写真

ふるさと納税の返礼品にも



鳥取県・米子市

約200年前から受け継がれている伝統工芸品。米子市淀江町は和傘の主要産地で、戦後には年間50万本も生産されていたときがあったそう。現在は、昭和60年に発足した「淀江傘伝承の会」が、淀江傘の製造技術を伝承するため、活動を続けています。鳥取県米子市・南部町のふるさと納税の返礼品にもなっています。



広報誌を  
スマホなどで  
閲覧できます



発行：総務省  
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2  
(中央合同庁舎2号館)  
電話：03-5253-5111(代表)

特集



協力：淀江傘伝承の会 写真提供：米子市



広報誌を  
スマホなどで  
閲覧できます



発行：総務省  
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2  
(中央合同庁舎2号館)  
電話：03-5253-5111(代表)

特集



協力：淀江傘伝承の会 写真提供：米子市

## 寅



とら

### 無病息災や厄除け

十二支の三番目の「寅」は、音読みでは「シン」、訓読みでは「とら」の他に、「つつし（む）」とも読みます。寅は、七福神の一人でもある武神・毘沙門天の使いともいわれ、無病息災や厄除け、勝負運の願いを込めてつくられる縁起物が多いようです。



田村七宝工芸の太田美由紀さん製作の寅を描いた七宝。額縁含め約50cm×60cmと比較的大きなサイズのこと。

写真：田村七宝工芸  
(https://tamura-shippo.com)



**尾張七宝**  
帯状の銀線を立てて  
絵柄を描く七宝

七宝とは、銅や銀などの金属素地に、釉薬をのせて、花鳥風月などの図柄を焼き付けたもので、「宝石で絵を描く」と形容される美しい伝統工芸品です。その中でも、愛知県あま市を中心につくられている尾張七宝は、図柄の輪郭となる部分に銀線を施す有線七宝という技法が特徴。1833年に尾張国の梶常吉が、七宝の製法を発見し、改良を加えたのが始まりとされています。

伝統工芸品・尾張七宝は、「あま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地場産業活性化事業として掲載されています。

参考：愛知県HP（あいちの伝統工芸品）(https://www.shippoyaki.jp/)

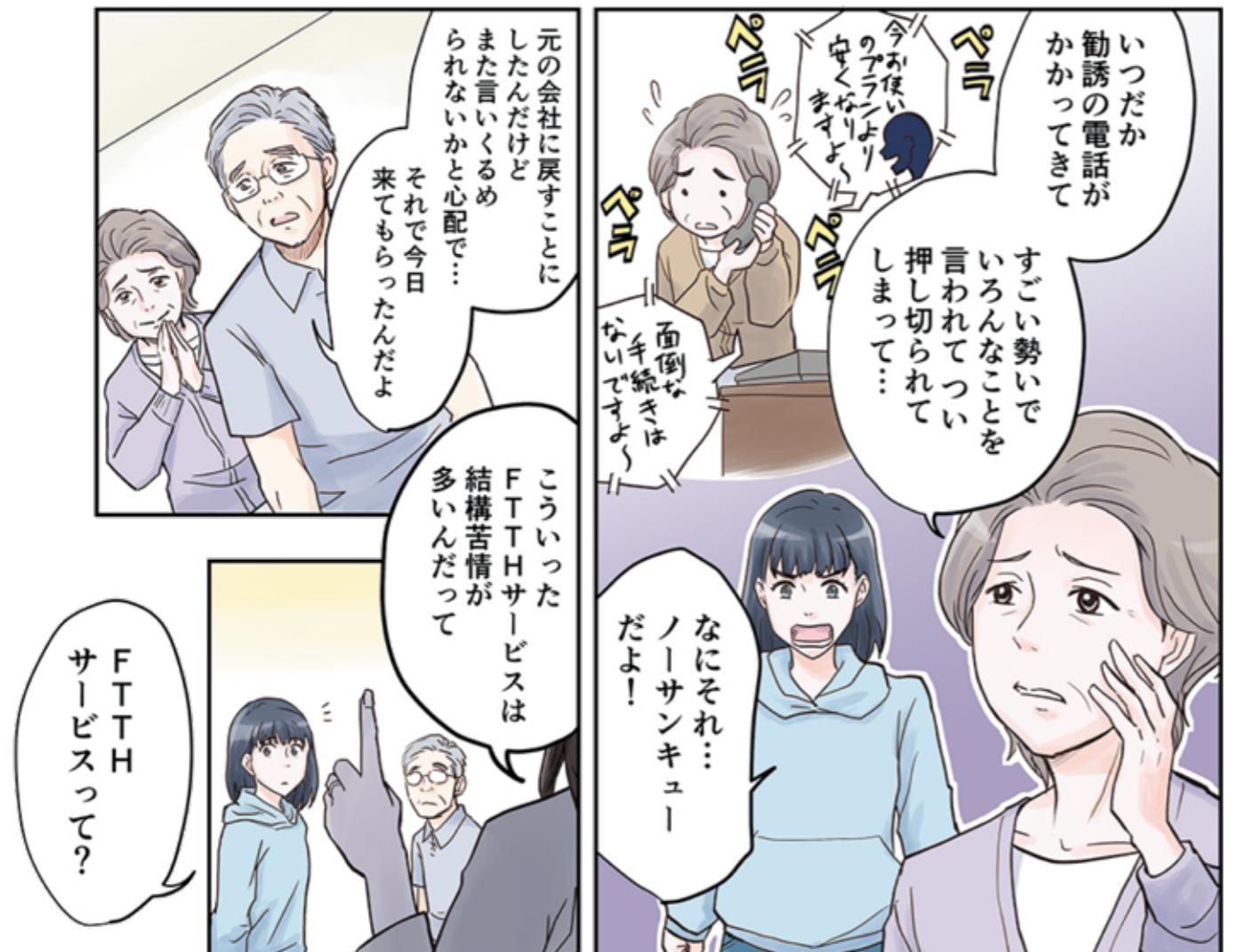
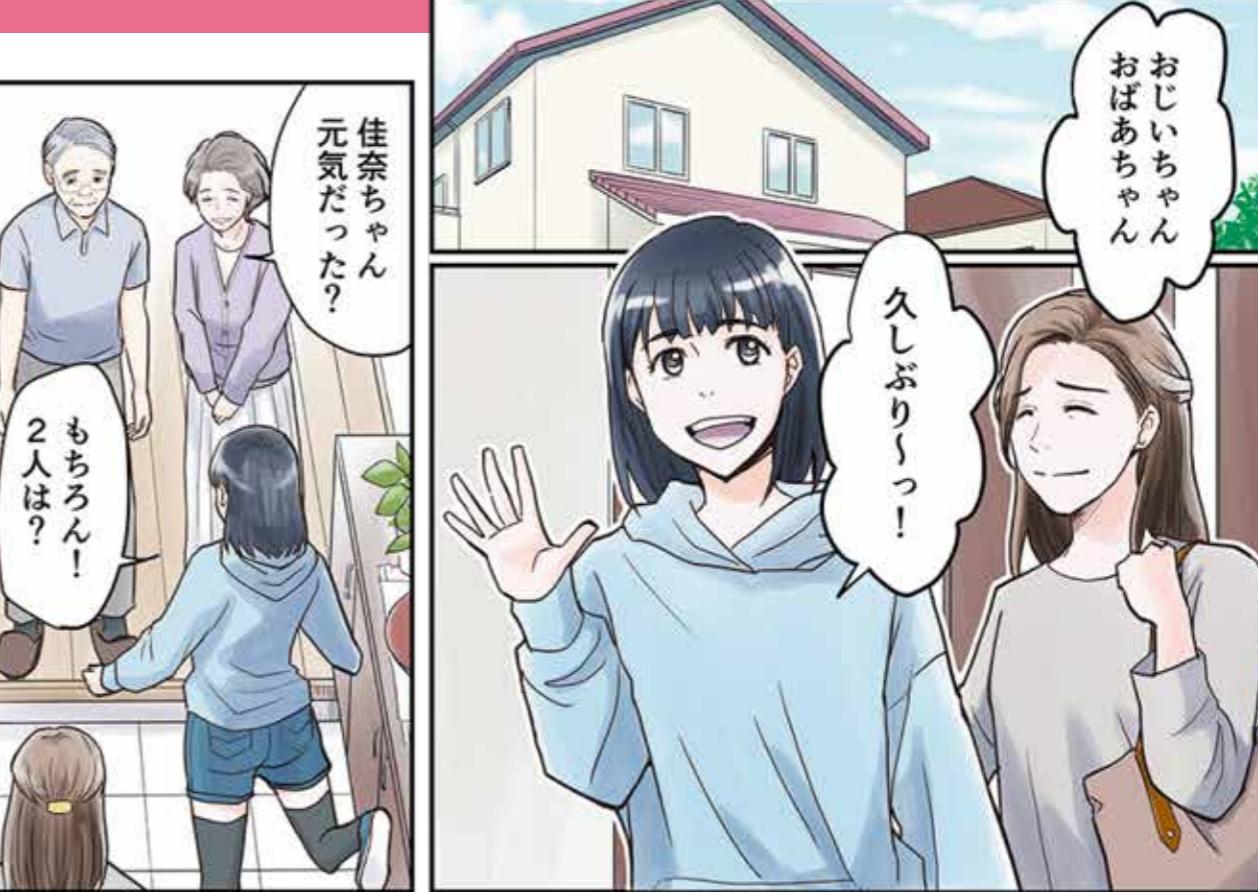
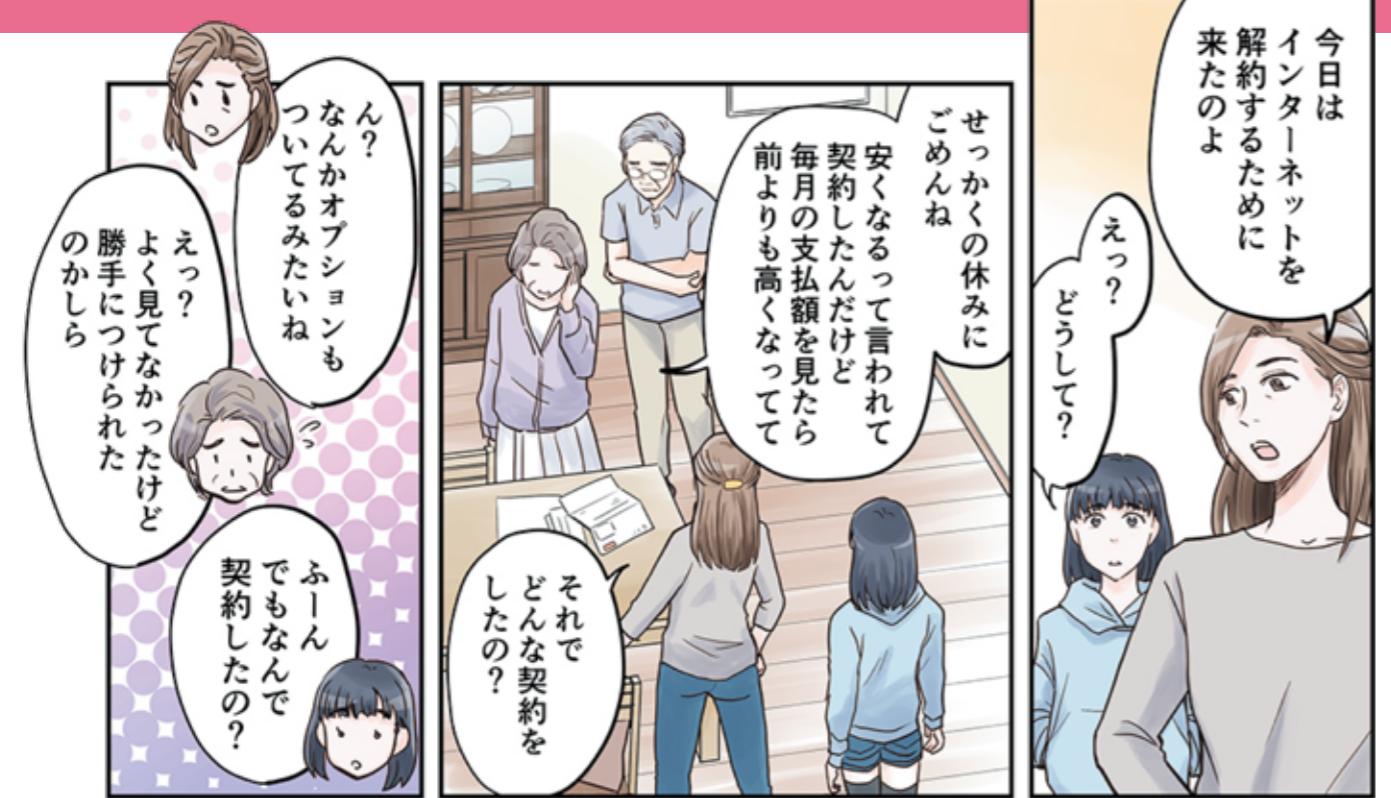
日本各地の匠の技で創られた伝統工芸の干支を、地域の関わりとあわせて紹介します。

### 真の三

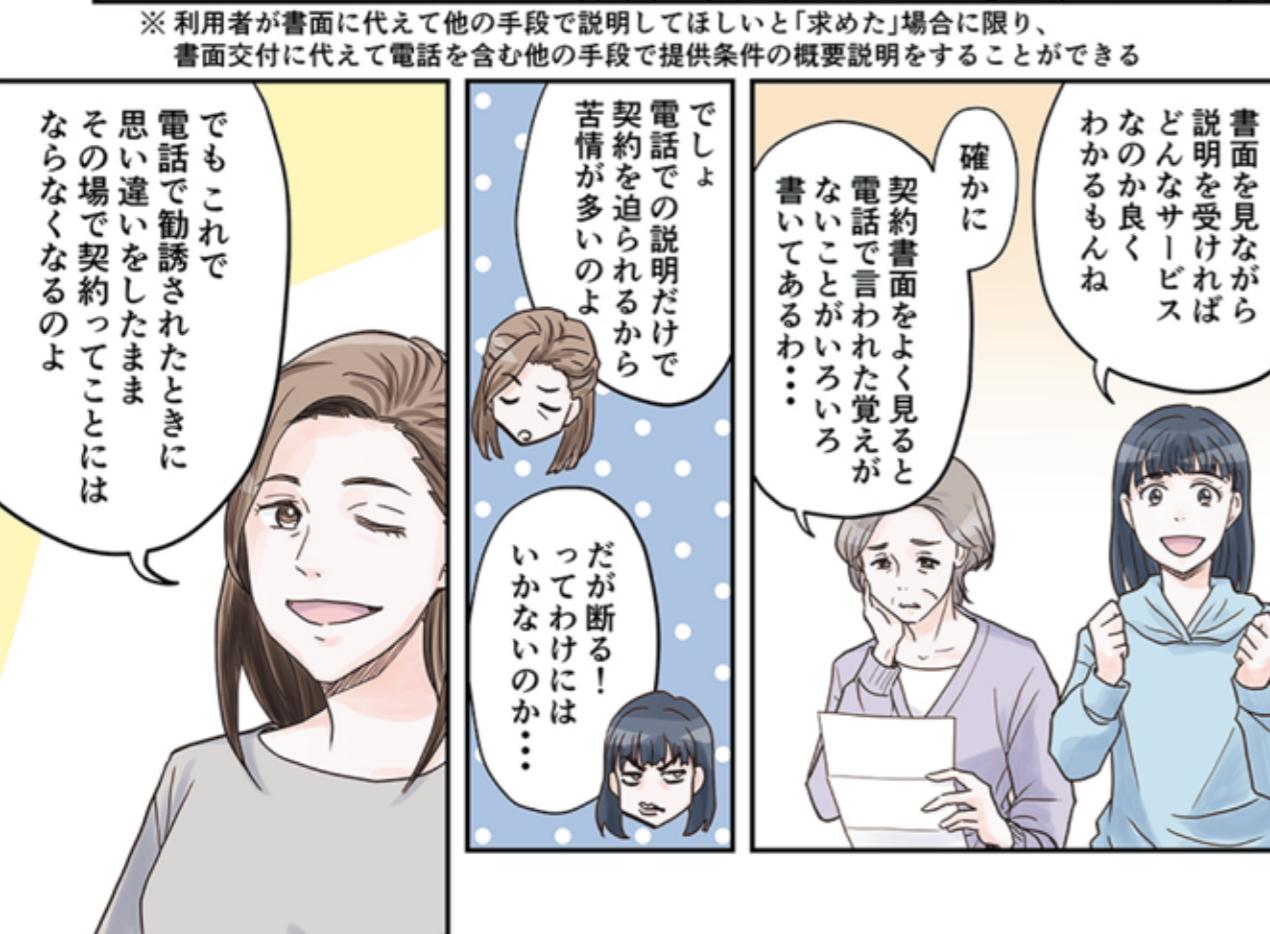


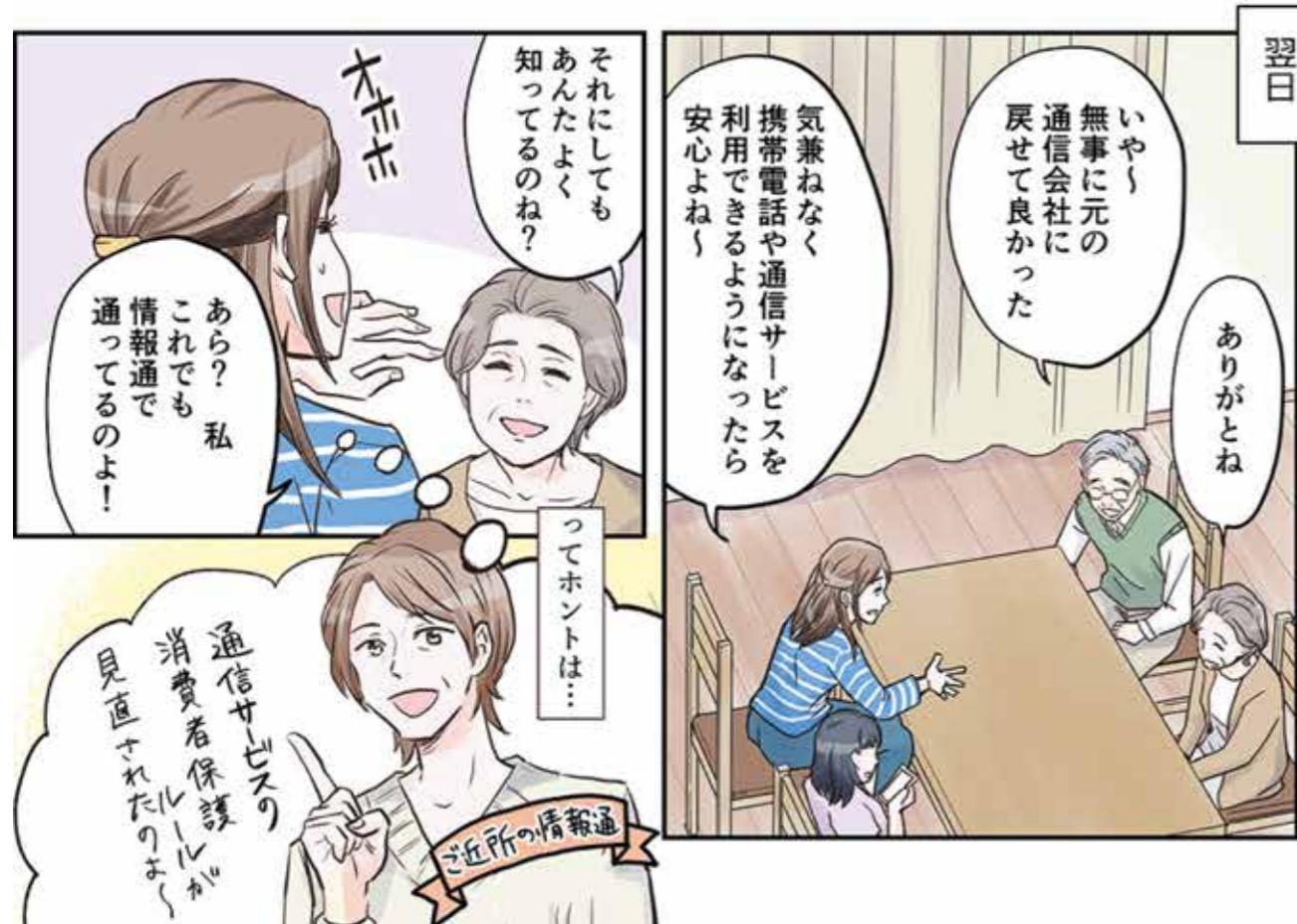
日本の  
伝統工芸と  
十二支

# 2022年7月1日から電気通信サービスに関する消費者保護ルールが変わります

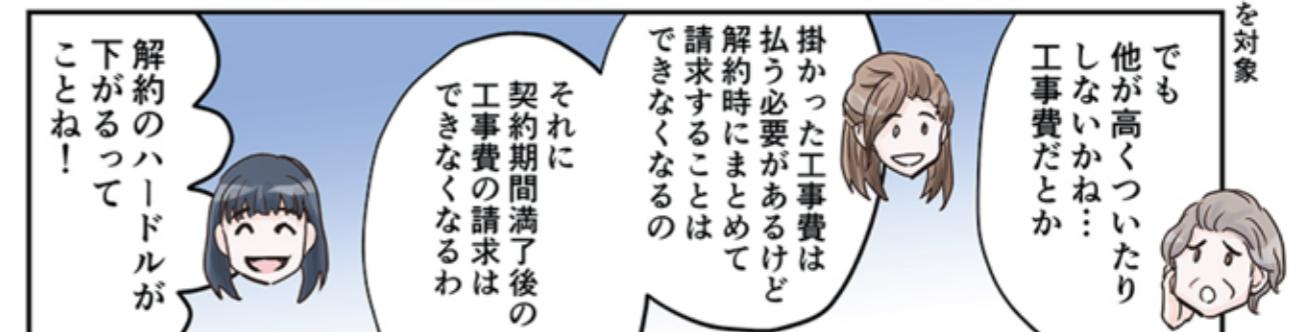


漫画で解説! 電気通信サービスの消費者保護ルールが変わる!?





※2022年7月1日以降に締結された契約(法人契約を除く)を対象



# 2022年2月22日に電気通信事業法施行規則が改正され、 新しいルールは、2022年7月

次のとおり消費者保護ルールが見直されました。  
**1日から施行されます。**

## 3. 解約に伴い請求できる金額の制限

(電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第1号)

これまで、一部の携帯電話事業者のサービスを除き、電気通信事業者（その代理店も含む。）は、違約金等を自由に設定できましたが、**2022年7月1日以降に締結された契約\***（法人契約を除く。）については、以下のとおり、解約時に利用者に請求できる金額が制限されます。

\* 2022年6月30日までに締結された契約や、その契約の更新契約、その契約の提供条件の範囲内で変更された契約、その契約の軽微な変更契約を除きます。

### 請求できるもの

- (1) 電気通信サービス及びオプションサービスの**利用料**
- (2) 電気通信サービス及びオプションサービスの**違約金（サービスの月額料金<sup>(※1、2)</sup>が上限）**
  - ※1 「月額料金」とはセット割や学割など契約期間を通して適用される割引を考慮した金額。なお、当初半年間は無料といった期間限定割引は考慮しません。
  - ※2 大手携帯会社等が提供する主な移動電気通信サービスについては、1000円（税抜）とサービスの月額料金のどちらか低い方が上限となります。
- (3) 電気通信サービス及びオプションサービスの**開設工事費等<sup>※1</sup>の残債**
  - (電気通信サービスの**契約期間に応じて低減<sup>※2</sup>**し、契約満了時にゼロとなる額)
  - ※1 引込線等に係る工事その他の作業（これに付随するものを含む。）に限ります。
  - ※2 例えば、24か月契約の電気通信サービスについて、10か月目にサービスが解約された場合、工事費等の $(24 - 9) / 24$ を請求できます。
- (4) 電気通信サービス及びオプションサービスの**撤去工事費等**
  - a) **事業者都合**によるもの：電気通信サービスの**契約期間に応じて低減**し、契約満了時にゼロとなる額
  - b) **利用者都合**によるもの：**全額**
- (5) 事業者変更のための手続費（利用者の便宜を図るためにオプション手続<sup>\*</sup>に限る。）
  - ※ 例えば、ウェブ対応が原則であるものの窓口でも対応する場合、その費用は請求できます。
- (6) **レンタル物品の使用料**
  - ※ 未返却・損壊の場合は、再調達価額を請求できます。また、返送費用が利用者負担となること自体は禁止されていません。ただし、いずれの場合も、その点が契約書面に明記されていることが必要です。
  - なお、費用請求をする場合は、2022年6月30日までに物品毎の請求金額を含めその旨契約約款に追記し、利用者に事前周知していることが重要です。**7月1日以降に契約約款に追記した場合は、不利益変更となり初期契約解除の対象となるほか、既往契約等であっても規制の適用除外にはなりません。**
- (7) その他、電気通信サービス及びオプションサービスの提供の対価と言えるもの
  - ※ ただし、請求可能額は上記(1)～(6)に準じます。
- (8) 利用者の支払いが遅延した場合における法定利率による遅延損害金

### 請求できないものの例

- 解約手数料（利用者の便宜を図るためにオプション手続の料金を除く。）
- 事業者変更手数料（利用者の便宜を図るためにオプション手続の料金を除く。）
- 工事費（実際に上記(3)(4)の工事が行われない場合に限る。）
- レンタル物品返送料（利用者が他の返送手段を選べる場合を除く。）

## 1. 電話勧誘における説明書面を用いた提供条件説明の義務化

(電気通信事業法施行規則第22条の2の3第3項)

電気通信サービスの契約時、電気通信事業者（その代理店も含む。）は、契約締結前に、サービスの提供条件の概要について、それを分かりやすく記載した書面を交付して説明する必要があります。

その際、これまで、利用者が「了解」した場合、書面の交付に代えて、ウェブ画面などの電磁的方法で説明したり、電話（口頭）で説明したりすることが可能でしたが、今後は、**電話勧誘**などにおいて利用者が電話で意思表示をする場合、**利用者が求めるとき<sup>\*</sup>を除き**契約締結前の提供条件の概要説明において書面を交付することが義務化されます。

\* 利用者が「求める」理由が、①書面交付以外の方法を選択することで電気通信事業者等から利益の供与を受けられることである場合（例：今、この場で申し込めば安くなる」と言われた。）や、②電気通信事業者の誘導に起因すると考えられるものである場合（例：代替的方法の利点のみ説明があり、書面交付の利点については説明がなかった。）を除きます。

なお、「利用者からの求めがあったこと」の説明責任は事業者側にありますので、電話勧誘を行う事業者においては、通話を録音しておくことを推奨します。

### 電話勧誘における契約までの流れ（典型例として想定されるもの）

- (1) 電話勧誘によりサービス内容を口頭で説明
- ▼
- (2) 利用者が関心を示した場合、利用者の了解を得て利用者宅に書面を送付
- ▼
- (3) 利用者のもとに書面が到着後、改めて電話をかけ、利用者が書面を見ていることを確認しつつサービスの提供条件の概要を説明
- ▼
- (4) 利用者がその提供条件に納得した場合、契約

## 2. 利用者が遅滞なく解約できるようにするための措置を講じることの義務化

(電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第1号)

災害やシステムトラブルなど予見しがたい突発的な事象が発生した場合を除き、電気通信事業者（その代理店も含む。）は、電気通信サービス（法人契約を除く。）を**遅滞なく解約できるようにするための適切な措置**を講じることが義務化されます。

### 具体的な措置の例

- ウェブで解約できるようにすること
- オペレーターを十分に配置して電話により遅滞なく解約できるようにすること
- 解約の予約を行うこと

### 禁止される行為の例

- 電話により手続を行う場合、**契約手続と比較して解約手続の電話が繋がりにくい**こと
- 利用者が望まない引き止めを行うなど、利用者の意に反して解約を遅延させること

琵琶湖の浜を楽しめる第2なぎさ公園。  
園内に置かれた「BIWAKO モニュメント」は写真映えするスポットとして人気。

## 滋賀県

# 守山市

守山市制施行  
**50周年**



**Moriyama**  
滋賀県の南西部に位置する。昭和32年に中洲村の大部分が合併して現在の年に市域が形成され、昭和45年に市制施行。住みやすさから、若い世代を中心に人口増加が続いている。  
人口 8万5,107人(令和4年3月31日現在)  
面積 55.73km<sup>2</sup>  
URL <http://www.city.moriyama.lg.jp/>

## 中山道の宿場町として栄えた 住みやすさと活力を備える田園都市

文化・福祉  
教育の豊かさを  
享受できるまちへ



守山市長  
宮本和宏

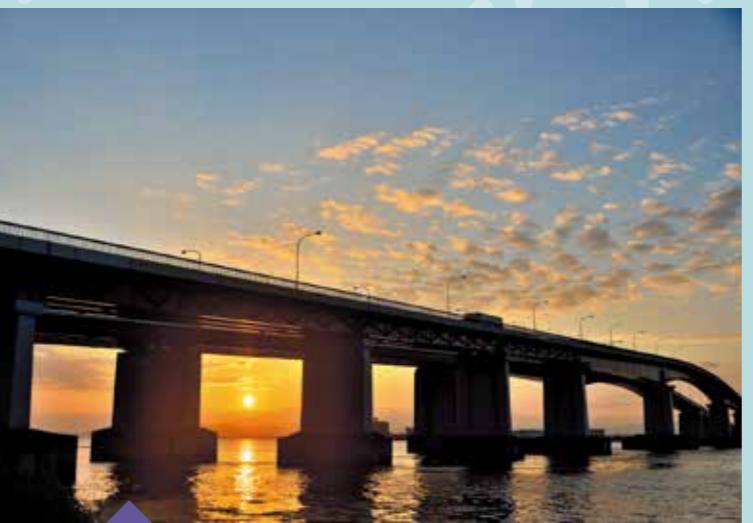
令和2年に市制施行50周年を迎えた本市では、50年先の将来ビジョンを「豊かな田園都市・守山」と定め、「市民の皆様おひとりおひとりが心身ともに豊かさを実感するとともに、文化・福祉・教育の豊かさを享受できるまち」を目指しています。

また、駅前周辺でもゲンジボタルが飛翔する豊かな自然環境と、京阪神へのアクセスの便利さが共存し、若い世代を中心に人口が増加しています。ぜひお越しいただき、その魅力を体感してください。



### 祭

例年1月の第2土曜日に開催される勝部の火まつり。大蛇に見立てた長さ5~6m、重さ約400kgのたいまつを燃やし、健康を祈る。



### 景

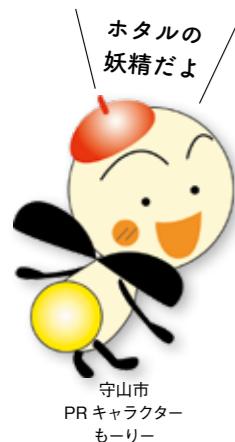
大津市と守山市を結ぶ琵琶湖大橋。昭和39年に開通した有料橋で、長さ1,350m。琵琶湖はこの橋を境に北湖と南湖に分けられる。



### 果

1株から1玉だけ収穫するモリヤマメロンは「緑の宝石」と称され、直販所に行列ができるほどの人気。ふるさと納税の返礼品にも。

地方のかがやき  
滋賀県守山市



「本と人が出会い、人と人がつながる知の広場」がコンセプトの守山市立図書館。平成30年に建築家・隈研吾氏設計で改築された。

ホタルの妖精だよ  
守山市PRキャラクター  
モーリー



1 市章のモチーフである妙蓮の花。市内には近江妙蓮公園がある。2 比叡山、比良山を望む第1なぎさ公園の菜の花畠。3 守山市ほたるの森資料館にあるほたるの森は飛翔時期、幻想的な雰囲気。4 市指定文化財の大庄屋諏訪家屋敷。約4,000m<sup>2</sup>の敷地に母屋や書院、庭園などが点在。5 ふなずしをパイ生地に入れて焼き上げた名物ふなずしパイ。

# 地方創生を推進 起業家の集まるまち守山

**地**方創生総合戦略のキーワードとして「起業家の集まるまち」を掲げる守山市は、市を中心に企業が集まり、交流が生まれ、化学反応が起きることを期待し、官民連携の起業家プロジェクトを進めています。プロジェクトの1つ目の柱は「守山で育つ子どもたちが起業家マインド・挑戦する心を養う」。小中学生

を対象とする起業家による職業講話や中高生のビジネスプランのプレゼンテーションである「びわ湖ピッチ」が実施しています。2つ目の柱は「起業家を支える環境づくり」。市や商工会議所、金融機関、士業やコワーキングスペースオーナーによる地域未来ミーティングを開催しています。

3つ目の柱は「民間主導の取り組みの実現」。令和2年度に地域活性化につなげる目的の資金調達について、滋賀県初のクラウドファンディングの対象経費の支援を実施しました。こうした取組により本市を拠点にオンライン、オフライン含め100人の起業家が集まるコミュニティを生み出すことを目標としています。



伝統漁法でマスやウナギをとる



環境再生の活動もあり水産資源が回復しています

杉桶でじっくり熟成させた醤油



手間暇かかりますが  
まるやかさや  
うま味を  
守っていきたいです

おいしいを  
届ける!

## 環境の改善と水産資源の復活 琵琶湖・赤野井湾再生の取組

**昭**和20年代までは水が透き通り、魚やシジミがたくさんとれた

琵琶湖の赤野井湾ですが、高度経済成長期を経て、湖底ごみやアオコの発生、外来植物の繁茂などの課題を抱えるようになりました。

守山市は平成18年度に赤野井湾流域流出水対策推進計画を策定、平成24年に赤野井湾再生プロジェクトを発足させ、平成27年には琵琶湖保全再生法が施行される中、地元漁協や自治会、環境団体、国、県、市などと連携しながら改善を図ってきました。

近年、外来植物の繁殖抑制、固有魚の復活など、徐々に成果が表れています。

今年3月19日、守山市は環境改善や水産資源の復活の取組の重要性を改めて認識してもらい、湾の未来について考えてもらうため、「赤野井湾再生シンポジウム」を開催しました（共催・滋賀県）。



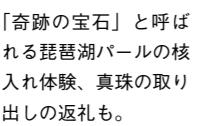
## ふるさと納税を活用したまちづくり 豊かな市民活動のまち応援事業

**近**江牛やこだわりのスイーツなど、人気の品がそろう守山市のふるさと納税の返礼品。

また、令和4年度に守山市が創設した「豊かな市民活動のまち応援事業」は地域の活性化や地域課題の解決のために市民団体などが取り組んでいる事業をふるさと納税で応援する制度です。応募のあつた事業は外

部委員会で審査。ふるさと納税活用団体として3年間認定された団体は本市の寄付ポータルサイトに掲載されます。指定されると、寄付額から事務費や返礼品代などの経費を差し引いた金額を上限とする補助金が交付されます。指定されることによるモチベーションの向上も期待されます。

厳選したモモ肉と肩バラ肉をスライスした近江牛すき焼き。



「奇跡の宝石」と呼ばれる琵琶湖パールの核入れ体験、真珠の取り出しの返礼も。

人気洋菓子店のアイアシェック。4層仕立てのベイクドチーズケーキ。



### 観光農園としても人気の直売所

梨の収穫期に開店する琵琶湖もりやまフルーツランド運営のザ・コロナパークス代表取締役・上野和人さん「来場者は毎年1万5,000人以上です」。



### 近江牛を大胆に巻き付けたコロッケ

「近江牛のスライスを巻き付けた新発売の『殿様級贅沢の極みコロッケ』が通販で好評です」とお肉のおかだ店主の西川展世さん。1個700円。



いいお店  
見つけた！

# 令和4年6月5日(日)から6月11日(土)は 「危険物安全週間」です

## ● 危険物の規制と 危険物安全週間



ガソリンや軽油を運ぶタンクローリーは、危険物施設の一つです。

「危険物」とは、固体または液体の物品で、①火災が発生する危険性が高い物品、②火災が発生した場合に拡大する危険性が大きい物品、また③火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する、消防法で定めるものです。私たちの生活に身近なものではガソリンや灯油が危険物に該当します。その他、様々な用途で危険物は使用されており、生活に必要な物に該当する危険物には、



ガソリンスタンドも危険物施設の一つで、危険物取扱者の資格を持った従業員がいないと給油できません。

不可欠なものですが、ひとたび危険物に関する事故が発生すると、大きな被害がもたらされるおそれがあります。そのため、消防法で指定された数量以上の危険物は、市町村長等の許可を受けた施設（以下「危険物施設」といいます）以外の場所では、貯蔵や取り扱ってはならないとされています。また、それらの危険物施設で危険物の取扱い作業をする際には、国家資格である危険物取扱者試験に合格した者がないと、作業を行ってはなりません。

こうした保安上の規制を行うことにより、火災の予防や国民の生命、身体および財産を火災から保護し、または火災による被害を軽減することとされています。しかしながら、危険物に係る火災および流出事故の件数は近年高い水準で推移しています（前ページ下図参照）。これらの事故原因をみると、維持管理や操作確認が不十分であるなど人的要因によるものが多くなっています。こうした事故を未然に防止するため、消防庁では、毎年6月第2週を「危険物安全週間」とし、危険物を取り扱う事業所における、保安に対する意識の高揚および啓発を全国的に推進しています。

この危険物安全週間を推進するための標語を募集したところ、応募総数は1万点を超え、委員による審査の結果、

に決定いたしました。この標語は、第52回全日本弓道選手権大会初出場で初優勝を成し遂げられた、村川春圭選手がモデルとなる危険物安全

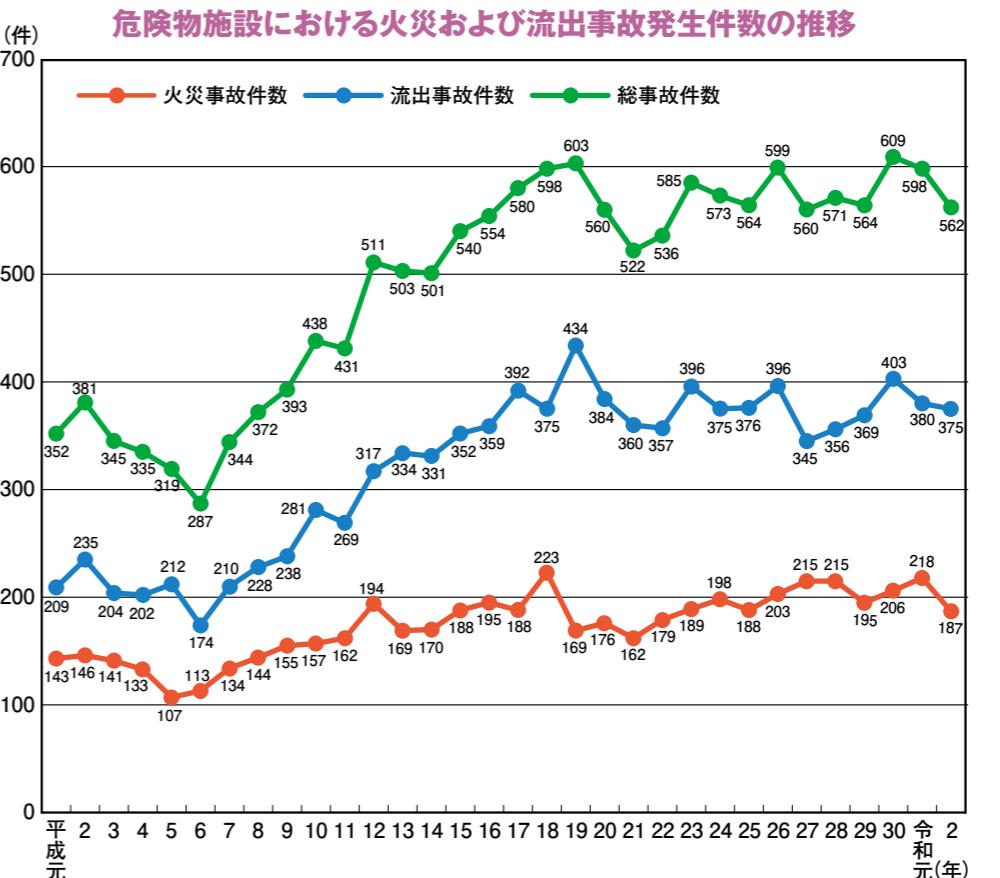
## 「一連の確かな所作で無災害」



総務省消防庁 危険物保安室企画係  
Tel 03-5253-7524

お問い合わせ先

- **推進行事**
- ・週間を推進するポスターに活用され、全国の消防本部および危険物施設に送付されます。
- ・「危険物安全週間」の具体的な推進行事は、次のとおりです。
  - ・全国の消防機関による危険物施設への立入検査
  - ・危険物に関する知識の啓発普及を目的とした講習会や研修会の実施
  - ・新聞、テレビ、ラジオ等を通じた危険物の保安の確保に関する広報
  - ・永年にわたり危険物の保安に関する功績を残している個人や団体、事業所に対しての表彰



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成  
2 事故発生件数の年別傾向を把握するために、震度6弱以上(平成8年9月以前は震度6以上)の地震により発生した件数を除いています。

出典：令和3年版消防白書

## 正しく知ろう！無線機器の使用には技適マーク(電波利用のルール)

総務省では、毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、正しい電波利用の周知と、不法無線局の取締りの強化を実施しています。

### 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を

国内で使用できる無線機器のほとんどに付いているのが、「技適マーク（技術基準適合証明等のマーク）」。マークのないものは「免許を受けられない／違法になる」おそれがあります。機器を購入・使用する際には、十分ご注意ください。

### 電波の利用には原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。免許状は無線設備の設置（常設）場所に備え付け、従事中は無線従事者免許証を携帯してください。

また、無線局の再免許（更新）手続きも忘れずに行ってください。

### 外国規格の無線機器にはご注意を

近年、通信販売やインターネット等で、外国規格の無線機器が販売されていますが、これらの多くは日本の電波法令にある技術基準等に合致していないため国内では使用できない場合があります。使用するとほかの無線局等に妨害を与えるおそれがあるため、仕様や「技適マーク」を確認して購入してください。

総務省では、市場で販売されている無線機器を購入して技術基準等への適合性の測定を行う取組（無線設備試買テスト）を実施しています。その結果、基準を満たさない無線機器に関する情報を公表しています。詳しくは、総務省電波利用ホームページ（当ページ下部参照）をご覧ください。

●不法無線局を開設したり、または運用したりすると…  1年以下の懲役 または 100万円以下の罰金

●不法電波で重要な無線通信を妨害した場合…  5年以下の懲役 または 250万円以下の罰金

技適マークはここに付いています  
多くの場合、無線機器の型式名称や製造者が記載された銘板の中や外箱に表示されています。



詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ

[無線設備試買テスト](https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoringillegal/result/) 

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoringillegal/result/>



## 「統計データ分析コンペティション2022」を開催中です！

### 1. エントリー期間

令和4年5月10日(火)から 8月10日(水)まで

### 2. 論文締切

【大学生・一般の部】令和4年9月1日(木)

【高校生の部】令和4年9月9日(金)

### 3. 応募資格

#### 【高校生の部】

高等学校、中等教育学校（後期課程）および高等専門学校（1～3年次）の生徒

#### 【大学生・一般の部】

短期大学、高等専門学校（4,5年次、専攻科）、大学および大学院の学生並びに一般（統計分析等の学習を目的とする方）

### 4. 応募条件

教育用標準データセット（SSDSE）を用いて分析を行った論文を対象とします。応募論文は、自作かつ未発表で、日本語で書いたものに限ります。論文の要旨も同時に提出していただきます。

### 5. 表彰

審査の結果、優秀な論文には表彰状及び副賞を授与します。

受賞論文は、令和4年10月18日(火)「統計の日」に発表する予定です。



詳細はこちらから

- 「統計データ分析コンペティション2022」ウェブサイト  
<https://www.nstac.go.jp/statcompe/>

募集要項や過去の受賞論文がご覧いただけます。

- お問い合わせ先（応募先）  
[statcompe@nstac.go.jp](mailto:statcompe@nstac.go.jp) 統計データ分析コンペティション事務局



※ 教育用標準データセット（SSDSE）とは、データサイエンス教育のための汎用素材として作成・公開している統計データで、様々な分野の公的統計を地域別にまとめた表形式のデータセットです。

皆さま、奮ってご応募ください。  
このコンペティションは、地域別の統計をまとめた「教育用標準データセット（SSDSE）」\*」を用いた統計データ分析の論文を募集し、そのアイデアと解析力を競うことで、高校生や大学生等の統計リテラシーの向上を図ります。

**1. エントリー期間**  
令和4年5月10日(火)から 8月10日(水)まで

**2. 論文締切**  
【大学生・一般の部】令和4年9月1日(木)  
【高校生の部】令和4年9月9日(金)

**3. 応募資格**  
【高校生の部】  
高等学校、中等教育学校（後期課程）および高等専門学校（1～3年次）の生徒  
【大学生・一般の部】  
短期大学、高等専門学校（4,5年次、専攻科）、大学および大学院の学生並びに一般（統計分析等の学習を目的とする方）

**4. 応募条件**  
教育用標準データセット（SSDSE）を用いて分析を行った論文を対象とします。応募論文は、自作かつ未発表で、日本語で書いたものに限ります。論文の要旨も同時に提出していただきます。

**5. 表彰**  
審査の結果、優秀な論文には表彰状及び副賞を授与します。  
受賞論文は、令和4年10月18日(火)「統計の日」に発表する予定です。

● 「統計データ分析コンペティション2022」ウェブサイト  
<https://www.nstac.go.jp/statcompe/>

募集要項や過去の受賞論文がご覧いただけます。

● お問い合わせ先（応募先）  
[statcompe@nstac.go.jp](mailto:statcompe@nstac.go.jp) 統計データ分析コンペティション事務局

# 令和4年6月7日(火)開講 「社会人のためのデータサイエンス入門」受講者募集中

社会人・大学生を対象とした、データ分析の基本的な知識を学べる無料のオンライン講座です。

総務省は、統計リテラシー向上のための取組として、「データサイエンス・オンライン講座」を開講しています。その講座の一つである「社会人のためのデータサイエンス入門」を令和4年6月7日(火)に開講します。

本講座では、社会人・大学生に、統計学の基礎やデータの見方のほか、実際のデータを使った分析事例や公的データの入手・利用方法の紹介等、データ分析の基本的な知識を分かりやすく解説しています。統計学のプロフェッショナルが分かりやすく解説する講座をあなたも受講してみませんか?

どなたでも受講登録が可能(登録料及び受講料無料)ですので、ぜひ、ご活用ください。

(注) 令和3年5月に実施した講座を再び開講するものです。

## 「社会人のためのデータサイエンス入門」 講座内容および受講の流れ

学習時間: 1回10分程度 × 6~9回(1週間) × 4週

### 第1週: 統計データの活用

講師: 西内啓氏(統計家) ほか  
豊富な分析事例を通じ、分析に用いる統計的な考え方・データの見方の基本的な考え方を学ぶ

### 第2週: 統計学の基礎

講師: 土屋隆裕氏(横浜市立大学)  
データ分析に必要な統計学の基礎的な理論を学ぶ

### 第3週: データの見方

講師: 佐藤整尚氏(東京大学)  
データの見方について基本的な方法を学ぶ

### 第4週: 公的データの使い方とコースのまとめ

講師: 総務省統計局職員 ほか  
誰もが入手可能なデータである公的統計データの入手方法を学び、コースのまとめを行う

### 受講の流れ

下記URLまたはQRコードから無料で受講登録

講師による説明動画でデータサイエンスを分かりやすく解説

各週の確認テストにより理解度を確認、最終課題により習熟度を確認

確認テスト及び最終課題の得点率により修了証を取得

## MIC NEWS 05

# 「経済構造実態調査」を実施しています

### 経済構造実態調査とは

総務省・経済産業省では、全ての産業における企業・事業所や団体を対象として、「経済構造実態調査」を本年6月に実施しています。

「経済構造実態調査」は、全ての産業の付加価値等の構造とその変化を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス・活動調査」の中間年の実態を把握することを目的とした毎年実施(※)の調査です。

※経済センサス・活動調査の実施年を除く

### 調査の実施にあたって

調査の対象となつた企業・事業所や団体におかれましては、5月から順次、調査関係書類を郵送していきます。調査へのご理解、ご回答をお願いします。回答期限は6月30日です。



### 【調査結果の公表について】

- ◆ 2023年3月 一次集計結果  
・産業横断調査(企業の産業別売上高)
- ◆ 2023年7月 二次集計結果  
・産業横断調査(企業の産業別付加価値額、事業活動別売上高等)  
・製造業事業所調査(製造業事業所の従業者数、製造品出荷額等)
- ◆ 2023年10月 三次集計結果  
・産業横断調査(事業所の都道府県別、産業別売上高等)

調査票はインターネットを利用して、「政府統計オンライン調査システム」からも回答できます。  
インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行なうために、暗号化通信を行なっていますので、安心してご回答いただけます。

ぜひ、便利なインターネット回答をご活用ください。

### 経済構造実態調査・経済産業省企業活動基本調査 実施事務局

【電話番号】 0120-800-636(通話料無料)

(IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合)  
03-6630-5960(有料)

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

【受付時間】 平日(土・日・祝日・年末年始を除く) 9:00 ~ 18:00

【ホームページ】 <https://www.kkj-st.go.jp/>

経済構造実態調査 検索



お問い合わせ先

※本調査の実施については、株式会社日経リサーチに委託しています。



受講登録はこちらから

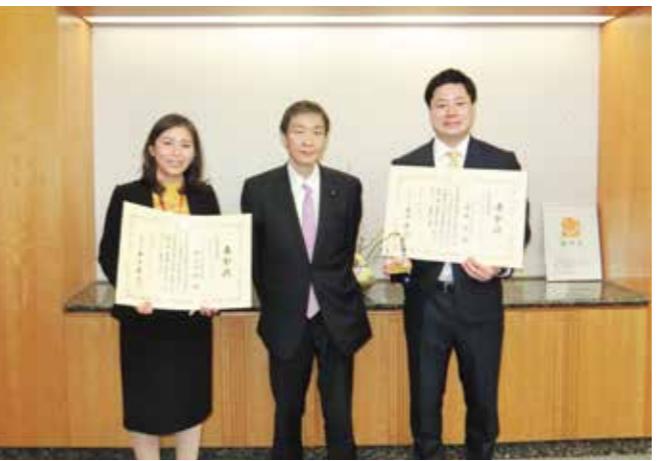
データサイエンス・オンライン講座  
「社会人のためのデータサイエンス入門」  
<https://gacco.org/stat-japan/>



# 第五回宇宙開発利用大賞 総務大臣賞 表彰式が行われました

令和3年3月18日、第五回宇宙開発利用大賞の総務大臣賞表彰式が行われ、受賞された深堀 昇氏（avatarkin株式会社）および市川千秋氏（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構・JAXA）に対して、

渡辺総務大臣政務官が表彰状およびトロフィーの授与を行いました。あわせて、表彰後には、受賞者からアバター技術について説明を受けるとともに、今後の活用方法等について意見交換を行いました。



受賞者との記念撮影



受賞者と意見交換をする渡辺総務大臣政務官

宇宙開発利用大賞は、宇宙開発利用の推進において大きな成果を収める又は先導的な取組を行う等、宇宙開発利用の推進に多大な貢献をした優れた成功事例の功績をたたえることにより、我が国の宇宙開発利用に対する更なる進展や宇宙開発利用に対する国民の認識と理解の醸成に寄与することを目的とした表彰制度です。総務大臣賞では、「情報通信の発展、地域の振興等の観点から特に顕著な功績があつたと認められる事例」を表彰するものです。

総務省では、今後も宇宙開発利用大賞の表彰や衛星通信技術の研究開発等を通じて、情報通信分野における宇宙開発利用に資する取組を引き続き推進してまいります。

総務大臣賞 受賞事例 宇宙アバターの技術活用に向けた宇宙一地上間のアバター技術実証

## （事例の概要）

avatarkin株式会社とJA NA-SHIPP（J-SPARC）を締結し、アバター技術（遠隔存在技術）を中心とする最先端技術を用い

た新たな宇宙開発・利用関連事業の創出を目指しています。宇宙関連事業への参入を目指す企業・団体約35社と共に取り組む「AVATA R Xプログラム」の集大成として、2020年11月に世界初となる宇宙アバターの技術実証を実施しました。本実証では、一般の方が街中から国際宇宙ステーション（ISS）日本実験棟「きぼう」に設置された宇宙アバター「space avata r」にインターネットで接続し、「きぼう」船内から宇宙や地球を眺めることを可能としました。

# 県と市町が連携し出張申請サポート窓口を設置

兵庫県

マイナンバーカード普及促進の取組事例を紹介！



申請サポート会場の様子



兵庫県

県が作成した広報チラシ

## editorial note

## 編集後記



（広報室 D・S）

6月号をお読みいただきありがとうございます。

今回、「地方のかがやき」でご紹介したのは、令和2年に市制施行50周年を迎えた滋賀県の南西部に位置する守山市です。

その守山市は、地方創生総合戦略のキーワードとして「起業家の集まるまち」を掲げ、小中学生を対象とした起業家による職業講話等を実施することにより、地域活性化に努めています。

また、駅前周辺でもゲンジボタルが飛んでいるとても魅力あふれるまちです。本誌掲載をきっかけに一人でも多くの方が守山市を訪れていただければと切に願っています。末尾になりましたが、今回ご協力いただきました皆様には心より感謝申し上げます。

広報誌「総務省」についてのご意見・ご要望は、FAXまたは電子メールでお寄せください

FAX▶03-5253-5174 MAIL▶kohoshi@soumu.go.jp



不法電波が  
あなたの暮らしを脅かす!

消防・救急無線



スマートフォン  
携帯電話



電波の不正利用は犯罪です。

# 守ろうよ! 電波は大切な ライフライン

都丸 紗也華

電波は消防、救急、放送、携帯電話など社会のライフラインに使われています。  
私たちの暮らしの安心・安全のために電波の正しい利用をお願いします。

電波の  
3つのルール

- ルール1 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。
- ルール2 電波の利用には、原則、免許が必要です。
- ルール3 外国規格の無線機器にはご注意を。



総務省 総合通信基盤局  
<https://www.tele.soumu.go.jp/>

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ

検索

携帯電話のご利用マナーにご協力ください。



2022.05

この印刷物は古紙配合率 70%再生紙を使用しています。